


所管部課	福祉部障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>東京都中等度難聴児発達支援事業実施要領の改正に伴い、準用している当該要綱について、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の購入に要する費用の一部を助成する当該事業において、助成対象として従前の補聴器に、附属品（ワイヤレスマイク、受信機及びオーディオチュー）を加える。 ・その他の文言整理 <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の方（中等度難聴児）の生活能力やコミュニケーション能力の向上を支援することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等） 特になし				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。